第24回伊達市都市計画審議会議事録

日 時 令和3年10月8日(金) 11時00分~11時45分

場 所 伊達市役所本庁舎議会棟2階 特別会議室

出席者 13名(奥村誠委員、杉明彦委員、清野直人委員、石津伸一委員、

髙橋一由委員、菅野喜明委員、佐藤実委員、大條一郎委員、 安藤喜昭委員、白石正俊委員、髙野順子委員、栁沼敦子委員、 横山健一委員)

欠席者 2名

議 事 報告第1号「県北都市計画下水道の変更について」

報告第2号「伊達市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準の改正について」

議案第1号「県北都市計画保原工業団地地区計画の変更について」

11:00 開始

【開会】

建設部長

それでは、定刻となりましたので、只今より都市計画審議会を始め させていただきます。

私は、本日、開会までの進行を務めます伊達市建設部長の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、配布資料の確認をさせていただきます。お手元のファイルに、次第、名簿、座席表、報告第1号、報告第2号、議案第1号が綴られておりますので、不備等ございましたら、事務局までご連絡いただければと思います。

なお、本日、ご審議いただきます内容につきましては、報告が2件と議案が1件ございまして、審議時間として午前11時から正午までの1時間程度を予定しておりますので、限られた時間内ではありますが、皆様には慎重なる審議のほど、よろしくお願いいたします。

また、会場のマイクの使用方法についてですが、発言する際は、お 手元のスイッチを押していただき、発言が終わりましたら、再度スイ ッチを押し、マイクを解除していただきますようお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして皆様方へお願いでございます。新型 コロナウイルス感染症拡大防止として、委員の皆様におかれまして は、飛沫感染防止のため、マスクの着用と咳エチケットの徹底にご協 力をお願いいたします。 次に、新任委員の紹介に移ります。

昨年度の人事異動により、名簿 12番 伊達警察署 署長 山浦 勉 (ヤマウラ ツトム) 委員が新たに就任しておりますこと、ご報告させていただきます。

次に、委員の皆様の出席状況の報告でございます。

本日、名簿3番の渡邊委員、名簿12番の山浦委員が欠席でございます。

15 名の委員のうち 13 名の方がお揃いですので、伊達市都市計画審議会条例第 6 条の規定によりまして、本審議会が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

事務局からの報告は以上となります。

ここからの進行について、伊達市都市計画審議会会議運営規則第4条の規定により、審議会の会長が議長を務めることとなっております。

それでは、奥村会長よろしくお願いします。

【開会】

奥村議長

奥村でございます。本日も、活発な審議のほど、よろしくお願いいたします。では、これより第24回伊達市都市計画審議会を開会いたします。

【議事録署名人

の指名】

奥村議長

議事に移る前に、伊達市都市計画審議会会議運営規則第 13 条第 2 項に基づき、議事録署名人の指名をします。今回は、名簿 7 番 菅野 委員と名簿 8 番 佐藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

菅野委員

(承諾)

佐藤委員

(承諾)

奥村議長

また、伊達市都市計画審議会会議運営規則第 12 条に会議の非公開 について記載がありますので、会議は非公開とし、議事録については、 市のホームページ等にて公開したいと思いますが、ご異議ありません か。 (異議なし、との声あり)

奥村議長

はい、ご異議がないようですので、会議は非公開といたします。

【議事】

奥村議長

それでは、次第の3 議事に入りたいと思います。議事の進行ですが、報告が2件と議案が1件ございますので、それぞれ説明と質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし、との声あり)

奥村議長

それでは、報告第1号「県北都市計画下水道の変更について」の説明を事務局に求めます。

事務局

はい、議長。

奥村議長

どうぞ。

事務局 (都市整備課長)

それでは、報告第1号「県北都市計画下水道の変更について」の内容をご説明いたします。

私は、都市整備課長の関根と申します。 どうぞよろしくお願いしま す。

お手元の資料の「報告第1号」と見出しのあるページをお開きくだ さい。

本件は、福島県が令和3年6月4日付で都市計画決定をいたしました「県北都市計画下水道の変更について」の報告でございます。

変更の内容ですが、県北都市計画阿武隈川上流流域下水道(県北処理区)の「4その他の施設」であります「県北浄化センター」の区域の面積が変更となったものでございます。

変更の理由が2ページに記載されておりますが、令和元年 10 月の 台風 19 号豪雨により、福島県が管理しております一級河川滝川が越 水・破堤いたしまして、同河川に隣接する「県北浄化センター」等が 大規模な浸水被害を受けました。

県は、再度の災害防止を図るため、滝川の堤防を嵩上げする計画を し、その結果、堤防整備に伴い、県北浄化センターの敷地の一部が河 川改修の事業地に含まれることとなり、都市計画決定されている同セ ンターの面積を変更したものであります。

4ページの「新旧対照表」をご覧ください。

今回変更となった、県北浄化センターの敷地面積が確認できます。 備考欄の上段が変更前で約 434,000 ㎡、下段が変更後で約 428,600 ㎡と、約 5,400 ㎡が減少となります。

次に、6ページのA3カラーの図面をご覧ください。

県北浄化センターの平面図と河川整備計画の横断図が記載されて おります。

図面の中で、緑色に着色されている部分が、滝川の堤防整備を予定している箇所となります。

なお、県北浄化センターの敷地は、伊達市と国見町に行政界がまたがっており、堤防整備のため減少する面積 $5,400 \text{ m}^2$ のうち、約 $1,100 \text{ m}^2$ が伊達市分、約 $4,300 \text{ m}^2$ が国見町分となっております。

以上、ご報告いたします。

奥村議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明ありました内容について、ご質問やご意見 がございましたら、お伺いしたいと思います。

何かございませんか。

では、報告事項でありますので、内容の確認ということで次に進みたいと思います。

それでは、次に報告第2号「伊達市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準の改正について」の説明を事務局に求めます。

事務局

はい、議長。

(都市整備課長)

奥村議長

どうぞ。

事務局

(都市整備課長)

それでは、報告第2号「伊達市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準の改正について」の内容をご説明いたします。

お手元の資料の「報告第2号」と見出しのあるページをお開きください。

市では、令和3年8月26日付で「伊達市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」の改正を行いました。

今回の改正内容でありますが、地区計画が決定された後に、事業者が行うべき手続きの内容を明確にするため、同運用基準を明文化したものでございます。

資料7~8ページの新旧対照表をご覧ください。

表の左側が現行の条文、右側が改正後の条文で、いずれも下線が引いてある箇所が変更する内容となっております。

はじめに、第12条(建築物等に関する事項)ですが、条文の11行目にあります「次のとおりとする」の部分で、現行の条文に「の」の文字が抜けていたため、「の」を追加したものです。

次に、第13条(住民の合意形成)の第1項、現行の1行目にある「事業者」の定義を明確化するために、右側の改正文のとおり「開発行為等を行う者(以下、事業者という。)」に改正しております。

また、第16条(事業の実施)の第1項では、該当する根拠法令を明確にするため、1行目に本運用基準の上位の条例となる「伊達市地区計画等の案の作成手続きに関する条例」を追記しております。

さらに、確実な事業実施が必須であることを明確にするため、現行の「事業に着手するものとする」としているところを「整備計画に基づいた工事に着手しなければならない」に改正しております。

同条第2項では、整備計画に基づく事業の内容に関して、変更が生 じた場合を想定し、改正後の条文に、「事業者並びに予定建築物及び規 模を変更する場合」を追記し、変更が生じる場合において、市が変更 内容を確認するために必要となる、事業者に対して求める手続きとし て、「利害関係人全員の同意書と併せて、周辺住民に対する説明を実施 したことが確認できる書類を提出しなければならない」ことを追記し ております。

これまで事務局では、本来、地区計画が決定されたエリアにおいて、 確実に事業が行われるものであると認識しておりましたが、今般、地 区計画が決定された区域において、申し出があった整備計画を変更し たいといった、想定外の事例が生じております。

市では、今後こうした案件が生じた場合には、事業を変更する内容やそれに伴う周辺住民の合意形成を確認し、適正な地区計画の運用を図るために、今回、運用基準を改正したものです。

以上、ご報告いたします。

奥村議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明ありました内容について、ご質問やご意見

がございましたら、お伺いしたいと思います。

何かございませんか。

大條委員

はい、議長。

奥村議長

大條委員、どうぞ。

大條委員

第 16 条第1項の条文に関して、1年以上経過しても整備計画に着手しない場合にも、同条第2項に規定するものと同様の書類を提出しなければならないのでしょうか。

事務局

(都市整備課長)

1年以内に着工できない場合については、再度整備計画と併せて事業工程表の提出を求めていきたいと考えております。

また、その際に提出された事業工程表に変更が生じてしまった場合 についても、再度整備計画の提出を求める等、1年以内の着工ができ なかった場合の手続きを明文化したものです。

奥村議長

他にございませんか。

それでは、続いて議案第1号「県北都市計画保原工業団地地区計画 の変更について」の説明を事務局に求めます。

事務局

はい、議長。

(都市整備課長)

奥村議長

どうぞ。

事務局

(都市整備課長)

それでは、議案第1号「県北都市計画保原工業団地地区計画の変更 について」の内容をご説明いたします。

お手元の資料の「議案第1号」と見出しのあるページをお開きください。

本計画は、令和3年3月27日に開催されました前回の都市計画審議会でご審議いただき、令和3年4月7日付で都市計画決定をした地区計画でありますが、今回はこの計画を変更するものでございます。

5ページの「2.新旧対照表」をお開きください。

表の左側が現行の計画書、右側が改正案の計画書となりまして、下 線が引いてある箇所が変更する内容となります。 初めに、計画書の大きな4行目の「区域の整備・開発及び保全の方針」の右側二段目にある「土地利用の方針」でございます。

当初の計画では、開発区域の中央区画道路の西側エリアのA地区を「小中規模かつ多業種の工場拠点」、東側エリアのB地区を「大規模な流通や製造業の拠点」としておりましたが、A地区とB地区の土地利用方針を入れ替え、A地区を「大規模な流通や製造業の拠点」、B地区を「小中規模かつ多業種の工場等の拠点」と変更するものでございます。

次の6ページをお開きください。

「地区整備計画」の1段目「地区施設の整備方針」の中にあります、 4つの整備方針のうち、3番目の緑地・公園に関する方針をご覧くだ さい。

当初計画では、緩衝帯を兼ねた緑地を各分譲区画内に配置していましたが、個別の緑地を廃止し、緑地を公園として、東側のB地区に配置するために位置を定め、整備を行うものとして、変更するものでございます。

次に、三段目の「地区施設の配置及び規模」の中段をご覧ください。 当初計画においては「緑地」として緑地1号、2号としていました が、この緑地を廃止し、「調整池を兼ねた公園」として代替機能を集約 し、設けるものです。

公園の名称は「調整池兼公園1号」として、面積は約4,300 ㎡です。 次に、下段の「調整池」でございますが、「調整池兼公園1号」の新 設に伴いまして、当初計画されていた敷地北側の調整池の規模が縮小 となります。

既存の調整池 1 号は 1,300 ㎡減の約 12,700 ㎡、 B地区の調整池 2 号は 2,600 ㎡減の約 7,300 ㎡と変更になります。

次に、7ページをお開きいただきまして、「建築物に関する事項」の 5段目「建築物の敷地面積の最低制限」をご覧ください。

当初計画では、A地区を $2,000 \, \text{m}^2$ 、B地区を $5,000 \, \text{m}^2$ としておりましたが、大規模区画と小中規模区画の土地利用方針の入れ替えに伴いまして、A地区を $5,000 \, \text{m}^2$ 、B地区を $2,000 \, \text{m}^2$ に変更するものでございます。

続きまして、16ページ、A3の「図面全6葉の3地区整備計画図」をご覧ください。

後方のスクリーンにも投影しておりますが、図面にて、変更後の土 地利用方針をご説明いたします。 地区計画区域の中心にあります区画道路2号の左側、青の斜線部が 大規模区画とするA地区、右側の赤の斜線部が小中規模区画とするB 地区でございます。

B地区には、調整池2号とつながった形状で調整池兼公園1号を設けます。公園の面積、調整池の容量ともに、開発許可基準を満たした計画としております。

今回の地区計画に至る経過でございますが、これは、企業誘致を進める中で、企業側からの意向としまして、整形な分譲区画を希望する企業が多くありました。

これらの状況を踏まえ、早期の完売に向けた市の販売戦略として、不整形であった大区画を解消し、進出する企業の土地利用がしやすくなるよう不整形の区画は作らずに、企業に対して整形な分譲地を提供できるよう、大区画と小区画の土地利用方針を入れ替え、整形地であるA地区を大区画用の分譲地とし、不整形地であるB地区には、公園を設けるとともに、区画割りの見直しによって整形の区画を配置し、早期完売の実現を目指すものでございます。

今回の計画変更で、公園機能を新たに配置する目的といたしましては、区画割の整形を図ることのほかに、工場に勤務する従業員及び周辺住民の憩いの場を工業団地内に設けること、また、分譲区画内の緑地を廃止することによって、企業の維持管理に掛かる負担軽減が図られ、早期販売への効果が期待されることがございます。

さらには、区域内に、明治時代の仮差押え登記が、抹消されずに残されたままの土地があり、企業による土地の取得が難しいことなど、 事業を進めていく中で見えてきた課題を、区画の入れ替えと公園の設置によって解消を図るものです。

また、この公園は、調整池の機能を確保しておりますが、大雨が降った際は、まず、調整池2号に一定量の雨水が貯留され、その後に、この公園にも雨水が貯留する仕組みとなっており、平常時は水が溜まることのない設計としております。

また、近年、全国各地で豪雨災害が頻発していることから、工業団地において浸水の恐れが生じた場合に、浸水被害を軽減することを目的として、公園の敷地の一部を利用した防災土のうステーションを整備する計画としております。

なお、法手続き等の状況でありますが、福島県との調整及び協議を 経ながら、令和3年8月19日から9月2日までの2週間、条例に基づ く縦覧を実施し、令和3年9月21日から10月5日までの2週間、法 に基づく縦覧を実施しております。いずれの縦覧においても、計画案 に対する意見書の提出はなく、公述の申し出もありませんでしたの で、公聴会の開催は中止としております。

以上で、議案第1号「保原工業団地地区計画の変更」について説明 を終了いたします。

奥村議長

ありがとうございました。なお、今回の審議会は、会議の効率化を 図るために、議案について、事前に各委員より意見をいただいており ます。

提出された意見について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(都市整備課長)

はい、議長。

奥村議長

どうぞ。

事務局

(都市整備課長)

それでは、委員の皆様から提出されました意見の内容につきまして、事務局の意見に対する考え方を回答させていただきます。

別紙1「議案第1号に係る委員意見総括表」をお開きください。 はじめに、No1、大條委員と横山委員よりいただいきました意見 について申し上げます。

意見の内容は、「計画書の変更の理由に、分譲区画に係る市の販売戦略に変更が生じたため、A地区とB地区の土地利用方針を入れ替え、A地区を大規模な流通や製造業の拠点とし、B地区を小中規模の多業種の工場等の拠点とするとあるが、このことについて詳細な説明を求める。」でございます。

先ほどの説明と重複しますが、意見に対します事務局の考え方を申 し上げます。

当初の計画では、「区域の整備・開発及び保全の方針」の「土地利用の方針」につきまして、A地区を「小中規模かつ多業種の工場拠点」、B地区を「大規模な流通や製造業の拠点」としておりましたが、企業誘致を進める中で、整形な区画を希望する企業が多く、不整形区画を作らず、早期完売に向けた販売戦略の変更があったため、A地区とB地区の土地利用方針を入れ替え、A地区を「大規模な流通や製造業の拠点」、B地区を「小中規模かつ多業種の工場等の拠点」と変更するものです。

次に、No2、横山委員からの意見について申し上げます。

意見の内容は、「B地区の内容で、工場等の「等」の文言を追加した 理由は何か。」でございます。

意見に対します、事務局の考え方を申し上げます。

新工業団地開発の基本計画に基づき、当初より、小中規模の企業を誘致するために分割した区画を設定し、多様な業種の立地を想定しておりましたが、計画書内の「工場」という表現が、いわゆる「製造業をイメージした工場」と限定的に受け取られないように、工場「等」といたしました。なお、製造業以外の業種としては、運送業や倉庫業、研究開発事業を含む企業等を想定しております。

最後に、No3、柳沼委員からの意見について申し上げます。

意見の内容は、「前回の審議会で議題に上がった水害対策(水路整備)について、進捗があればお知らせいただきたい。」でございます。 意見に対します、事務局の考え方を申し上げます。

前回の審議会では、雨水排水の最終放流先となる一級河川東根川の 増水に伴う水害対策についてご意見をいただきましたが、東根川と排 水路の流末が接続する箇所には樋門が設置されておりますので、河川 の水位が上がった際には、樋門を閉めることで河川が排水路に逆流す ることを防ぐことができます。

一方で、樋門の閉鎖によって内水対策が必要となった場合は、内水をポンプにより東根川に排水するなどの水防対策を行うこととなりますが、令和元年台風 19 号では既存の工業団地への浸水被害はありませんでした。

なお、造成地の直接放流先となる公共下水道幹線水路の整備について、現在具体的な計画はありませんが、今後は東根川の改修計画との整合を図りながら、内水対策を含めた排水整備計画策定の検討をしてまいります。

以上で、「議案第1号に係る委員意見総括表」について、の説明を終 了いたします。

奥村議長

ありがとうございます。

ただ今事務局より意見について説明がありましたが、その他、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

何かございませんか。

大條委員

はい、議長。

奥村議長

大條委員、どうぞ。

大條委員

企業誘致に関して「整形な区画を希望する企業が多い」とのことで すが、何社程度の相談があったのでしょうか。

事務局

商工観光課長の野田と申します。

(商工観光課長)

商工観光課にて企業誘致の対応をしておりますが、複数社から出 店・立地に関する相談をいただいている状況です。

大條委員

具体的な企業名等は公表できないと思いますが、何社程度がどの程 度の広さを希望しているかを教えてください。

事務局

(商工観光課長)

大区画、小中区画ともに様々な企業からの相談をいただいております。数については、10 社程度から相談をいただいており、そのうち大区画については、数社から相談をいただいております。

大條委員

事務局説明の中で「製造業以外の業種として、運送業や倉庫業、研究開発事業を含む企業を想定している」との説明がありましたが、当初の計画では「製造業のみ」ということではなかったのでしょうか。

事務局

(商工観光課長)

当初の都市計画決定の際から、製造業に限定してはいないと記憶しております。

大條委員

立地を希望し相談した企業で、ふさわしくない業種であるという理 由で断った企業はありませんでしたか。

事務局

(商工観光課長)

地区計画の内容に該当しない業種(製造業、運送業、倉庫業、研究 開発事業以外)の企業について、お断りした事業者はございます。

大條委員

具体的に、相談の中でお断りした企業があったということで間違いないでしょうか。

事務局

実際に相談の中でお断りした企業はありました。

(商工観光課長)

奥村議長

当初の計画から土地利用の方針には、A地区が工場拠点、B地区が 流通や製造業と記載されております。

地区計画の目標に「工業地の形成を図る」と記載されている点にも 関連する話ですが、今の都市計画法では、居住地(住宅)との関係で 何が問題かということを中心に整理しています。

そのため、住宅との干渉が薄い業種についてはひとまとめで工業地 としているため、具体的にどの業種が該当するかまで、細かく示して はいませんでした。

そのような観点で、土地利用の方針の欄を確認すると一方は産業の 種類、もう一方は施設の性質で書くなど、あまり整合が取れていると は思いません。今回は、このような表記でよろしいのでしょうか。

あるいは、各区画の性質からあえてこのような記載にしているので しょうか。

事務局

商工観光課企業誘致推進室長の齋藤と申します。

(企業誘致推進 室長) 本来の工業団地の基本計画の段階の話になりますが、ご指摘にあったとおりA地区は「大規模」な流通、製造業を誘致したいという点が重要となっています。B地区は機能的に工場といえる施設の集合体としての土地利用を想定して、方針を設定しております。

奥村議長

現行の都市計画法は、いわゆる煙が立ち昇り、騒音や振動を発して 稼働しているイメージの「工場」を住宅地から離そうという趣旨で作 られたため、現在の様々な需要に合わせた新しい業種が出てきている 時代に、業種を限定する必要があるのか疑問です。

当初からこのような記載なので構いませんが、今後検討していただければと思います。

事務局

(商工観光課長)

小中区画について、当初の計画では工場、物流、運輸、研究開発する試験工場、データセンター等も想定しながら、そのような企業の立地も可能とするように考えておりました。

そのような観点からB地区の小中規模区画については、「多業種の工場等」という表現とし、議長のお話にあったような「工場」のみではない土地利用を想定しております。

奥村議長

趣旨は理解できました。

新しいB地区については製造業のようなものだけではなく、データ

センターのような特定サービス業のような業種も含めて「多業種」を 誘致したいと考えているということですね。

もう一点、確認をお願いします。「建築物等の高さの最高限度」について、敷地面積の最低限度を入れ替えたのに対して、高さの最高限度は入れ替えなくてもよいのでしょうか。

事務局

(商工観光課長)

建築物の高さの最高限度につきましては入れ替えも検討しましたが、A地区の西側に一般住宅があるため、その影響を考慮したことと、近年の大規模な工場施設の建物の高さが概ね 15mを超えないことがわかりましたので、最高限度の変更は行わないという結論に至りました。

奥村議長

工業団地内の特性ではなく、隣接地との関係性を考慮したということで理解しました。

他にございませんか。

横山委員

はい、議長。

奥村議長

横山委員。どうぞ。

横山委員

A地区とB地区の入れ替えによって、道路の幅員や出入りに関する 支障はないのでしょうか。

事務局

(都市整備課長)

区画割の際に、敷地が道路に接していないと建物を建てられないことを考慮し、各敷地内に最低2か所の出入口を設けられるように小中区画の検討をしておりました。

奥村議長

他にございませんか。

それでは、これで議案第1号について審議を終了しまして、引き続き、採決に入りたいと思います。

議案第1号について、当審議会として、了承することにご異議ありませんか。

(異議なし、との声あり)

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第1号について、本審議会として 了承することとします。

以上で採決が終了しましたので、答申内容について確認したいと思います。 事務局お願いします。

(事務局で答申書(案)を配布)

ただ今、事務局で配布しました答申書(案)のとおり答申すること にご異議ありませんか。

(異議なし、との声あり)

それでは、答申書については、本審議会終了後、私から市へ提出することとします。以上で議事を終了します。

本日の案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第 24 回伊達市都市計画審議会を閉会いたします。

本日は、ありがとうございました。

11:45 終了